

平成二年五月二十九日受領
答 弁 第 五 号

内閣衆質一一八第五号

平成二年五月二十九日

内閣総理大臣 海 部 俊 樹

衆議院議長 櫻 内 義 雄 殿

衆議院議員松浦利尚君提出産業廃棄物の処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松浦利尚君提出産業廃棄物の処理に関する質問に対する答弁書

一の1について

産業廃棄物の排出量は、一般的に経済動向に対応するものと考えられる。全国産業廃棄物排出精密原単位等調査（以下「排出調査」という。）によれば、昭和六十年度的における産業廃棄物の排出総量は、三億千二百万トンであり、種類別排出量は、別表一のとおりである。

一の2について

産業廃棄物の都道府県境を越えての移動実態等については把握していないが、都道府県別の産業廃棄物の排出量は、排出調査によれば、別表二のとおりである。

一の3について

排出調査によれば、別表三のとおりである。

一の4について

廃棄物の不法投棄等に伴う廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百二十七号。以下「廃棄物処理法」という。）違反として昭和六十三年に検挙された件数は、三千百六十八件であり、また、廃棄物処理法違反として同年に起訴された人員は、千七百八十五人である。処罰については、一般的予防効果があると考えている。

一の5について

地方自治体からは従来より、排出事業者の責任の強化、産業廃棄物処理業の許可要件の強化、公共関与による産業廃棄物処理施設の整備等の要望が寄せられているところであり、これらの要望の趣旨を踏まえ、マニフェストシステムの導入、産業廃棄物処理業者に関する講習会の受講の徹底、フェニックス計画の推進等の措置を講じているところである。

一の6について

産業廃棄物に関する指導要綱等を定めている都道府県は、平成二年四月一日現在四十二道県あり、そのうち、産業廃棄物の都道府県境を越えた移動に関し一定の手続を定めている県が十一道県、産業廃棄物処理施設の設置の届出に対しあらかじめ一定の手続を定めている県が十七県である。

二について

産業廃棄物について、その排出量抑制、リサイクル化、減量化が重要であるので、その促進を図ってきたところであり、その中で、リサイクル化、減量化の促進に資する施設については税制上の優遇措置、金融上の優遇措置を講じているところである。減量化を図るための技術については、その開発に関する調査研究を行っているところである。

三について

産業廃棄物対策については、昭和五十一年の廃棄物処理法の改正等適時適切な対策を講じて

きたところである。さらに、現在、各方面からの意見を踏まえつつ、法律改正を含め、検討を開始したところである。

四について

産業廃棄物の適正な処理を確保する観点から、産業廃棄物の広域的な処理を禁止することはできない。

なお、マニフェストシステムの定着や排出事業者に対する指導を通して適正処理の確保を図ってまいりたい。

別表一

産業廃棄物の種類別排出量（昭和60年度）

（単位 千トン）

廃棄物名	排出量
燃 え が ら	2,409
汚 で い	112,821
廃 油	3,672
廃 酸	4,320
廃 ア ル カ リ	923
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	2,816
ゴ ム く ず	78
金 属 く ず	8,877
ガラスくず及び陶磁器くず	3,910
動 植 物 性 残 さ	2,207
紙 く ず	1,472
木 く ず	8,058
織 維 く ず	98
鋳 さ い	41,649
建 設 廃 材	48,948
家 畜 ふ ん 尿	62,462
家 畜 死 体	96
ダ ス ト 類	6,224
そ の 他	1,230

別表一

都道府県別の産業廃棄物排出量（昭和 60 年度）

（単位 千トン）

都道府県名	排出量	都道府県名	排出量
北海道	16,231	滋賀	3,091
青森	3,474	京都	4,157
岩手	6,684	大阪	19,167
宮城	4,979	兵庫	16,499
秋田	2,413	奈良	1,867
山形	2,356	和歌山	3,735
福島	4,810	鳥取	1,747
茨城	8,963	島根	1,931
栃木	5,217	岡山	7,991
群馬	5,075	広島	8,216
埼玉	10,024	山口	6,039
千葉	14,531	徳島	2,905
東京	20,419	香川	3,308
神奈川	15,422	愛媛	3,891
新潟	6,078	高知	1,541
富山	3,388	福岡	12,976
石川	2,297	佐賀	2,336
福井	1,919	長崎	3,568
山梨	1,765	熊本	3,731
長野	4,247	大分	4,450
岐阜	6,020	宮崎	6,630
静岡	9,739	鹿児島	8,578
愛知	20,904	沖縄	1,869
三重	5,093		

別表三

産業廃棄物の種類別の再生利用される量、中間
処理される量、最終処分される量（昭和 60 年度）

（単位 千トン）

廃棄物名	再生利用 される量	中間処理 される量	最終処分 される量
燃 え が ら	173	93	2,155
汚 で い	10,128	96,040	24,765
廃 油	1,366	2,200	263
廃 酸	1,810	2,608	517
廃 ア ル カ リ	713	233	88
廃 プ ラ ス チ ッ ク 類	748	991	1,385
ゴ ム く ず	11	12	57
金 属 く ず	8,290	362	578
ガラスくず及び陶磁器くず	866	511	3,004
動 植 物 性 残 さ	1,817	411	113
紙 く ず	941	659	163
木 く ず	4,134	3,303	1,036
織 維 く ず	47	23	29
鋳 さ い	28,158	7,254	13,447
建 設 廃 材	10,764	5,409	37,874
家 畜 ふ ん 尿	56,186	16,120	568
家 畜 死 体	15	8	79
ダ ス ト 類	3,021	356	2,997
そ の 他	22	0	1,208
計	129,212	136,592	90,325